

指定地域密着型サービス  
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス  
利用約款

医療法人あすか会  
小規模多機能ホーム アンジェロ三碓の里

## 第1条 (約款の目的)

医療法人あすか会が運営する(介護予防)小規模多機能型居宅介護施設 小規模多機能ホームアンジェロ三碓の里(以下「当施設」という)は、要介護もしくは要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令及びこの約款に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス(以下「小規模多機能型居宅介護サービス」という)を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの(以下「扶養者」という)は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を本約款の目的とします。

## 第2条 (契約の期間)

本約款は、利用者が(介護予防)小規模多機能型居宅介護利用同意書を当施設に初回利用した日から利用者の介護保険証有効期間満了日までとします。ただし、扶養者に変更があった場合は新たに同意を得る事とします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び重要事項の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書の提出を持って、繰り返し事業者のサービスを利用する事が出来るものとします。

## 第3条 (契約者からの解除)

利用者及び扶養者は、利用中止の意思表示をする事により本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

## 第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立(非該当)と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者または扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑤ 利用者が入院または介護施設へ入所した場合

## 第5条 (居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成・変更等)

当施設の介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて居宅サービス計画または介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という)を作成します。

- 2 当施設の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画等の作成変更にあたっては、基準省令に掲げる具体的取扱方針に沿って行います。
- 3 当施設は、利用者及び扶養者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他利用者及び扶養者から申出があった場合には、利用者及び扶養者に対し、直近の居宅サービス計画等及びその実施状況に関する書類を交付します。

## 第6条 (計画の作成・変更)

当施設の介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて作成した居宅サービス計画等に基づいて小規模多機能型居宅介護計画もしくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という）を作成します。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 当施設の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、家族の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 利用者及び家族は、当施設に対し、小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。

当施設の介護支援専門員は、利用者及び家族からの申し出があった場合、小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、契約者の希望に添うよう計画を変更します。

- 5 当施設の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成し又は変更した際には、利用者及び家族に対し、その内容を説明します。

提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、扶養者の同意を得ます。

## 第7条 (サービスの基本内容)

当施設は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスとして、通いサービスを中心に、訪問サービス、宿泊サービス、その他電話連絡等による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせて提供します。

- 2 当施設が提供する小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」に記載します。
- 3 当施設が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この約款とは別に契約を締結する必要があります。

## 第8条 (サービスの具体的取扱方針)

当施設は、当施設の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 当施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3 当施設は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 当施設は、提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 当施設は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 当施設は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを、懇切丁寧に提供し、利用者及び家族に対し、小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等についても理解しやすいよう説明します。
- 7 当施設は、利用者が通いサービス及び訪問サービス等を利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等利用者の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

## 第9条 (居宅サービス事業者等との連携)

当施設は、利用者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 当施設は、利用者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 当施設は、利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供の終了にあたり、利用者及び家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 第10条 (サービスの提供記録)

当施設は、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容等の事項を記録します。

- 2 当施設は、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を完結日から2年間保存します。
- 3 利用者及び扶養者は、当施設に対し1項に規定する書面その他利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧を求めることができます。

また、謄写にかかる実費相当額を負担する事により、記録の謄写を求めることができます。

## 第11条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

## 第12条 (利用料等)

利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの対価として、別紙重要事項説明書に記載する料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月25日までに利用料金支払者に発行致します。お支払い方法については口座振替でのお支払いとなります。尚、お支払日は、利用月の翌々月の12日（休日の場合は、翌営業日）にご指定の預金口座から自動的に利用料金を振替にてお支払い頂きます。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

## 第13条 (損害賠償)

（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者及び扶養者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第14条 (緊急時の対応)

当施設は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、当施設は、利用者の緊急連絡先に直ちに連絡します。

#### 第15条 (事故発生時の対応)

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 1項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### 第16条 (身分証携行義務)

当施設の職員のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第17条 (秘密保持)

当施設及び当施設の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 当施設は、当施設の職員が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 当施設は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

4 当施設及び当施設の職員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者又は利用者の家族の同意を得ることなく、利用者又は利用者の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

(1) 利用者について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。

(2) 利用者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、利用者の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

## 第18条 (苦情処理)

利用者及び扶養者は、提供された（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口にて苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者及び扶養者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関にて苦情を申し立てることができます。
- 3 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて、利用者及び扶養者から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

## 第19条 (本約款に定めない事項)

本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意をもって協議の上定めます。